

# 弘前市屋外広告物条例を一部改正しました

～有資格者による点検と屋外広告物等安全点検報告書の提出が義務になります～

近年、全国的に適切に管理されていない屋外広告物が落下して歩行者を直撃する重大事故が発生しています。

このような状況を受け、国土交通省が安全点検などに関する規定を中心に「屋外広告物条例ガイドライン」を改正しました。

当市においても屋外広告物条例を一部改正し、平成31年1月1日から有資格者による点検及び屋外広告物等安全点検報告書の提出を義務化しました。

## 1. 点検の対象

- 対象になるもの・・・屋上広告物、壁面広告、広告塔、広告板、電柱類広告、  
そで看板、下げ看板、アーチ、
- 対象にならないもの・・・はり紙、はり札、立看板類、アドバルーンや市屋外広告物  
条例第10条第1項から第4項に掲げる広告物及び掲出物

## 2. 点検の時期及び報告書の提出

- 更新許可申請時・・・許可期間満了日前の2ヶ月以内に点検を実施して、屋外広告物等安全点検報告書を作成し、更新許可申請時に提出  
(更新許可申請書の様式も変わります)

## 3. 点検者の資格

- 屋外広告士
- 建築士法第2条第1項に規定する建築士
- 都道府県、指定都市、中核市が実施する「屋外広告物講習会」の修了者
- 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が開催する「屋外広告物点検技能講習」  
の修了者
- 「広告美術仕上げに係る」職業訓練指導員・技能検定合格者・職業訓練修了者

## 4. 施行日

- 平成31年1月1日

## 5. 屋外広告物に関連する資料

- 最終ページをご覧ください。

## 6. 問い合わせ先

- 屋外広告物条例や許可に関すること
  - ・弘前市都市整備部都市計画課景観係 TEL：0172-34-3219
- ※点検の実施に関しては下記組合が技術的助言を行っております。
  - ・青森県屋外広告美術業協同組合
  - 事務局 住所：上北郡七戸町字太田 128-44 TEL：0176-51-6572

## ～よくあるご質問～

Q：更新申請時に、点検の実施及び屋外広告物等安全点検報告書の提出をしない場合はどうなりますか？

A：平成31年1月1日からは点検及び屋外広告物等安全点検報告書の提出が義務となりますので、更新の申請ができなくなります。

Q：有資格者による点検を行ったことを、どのように確認するのでしょうか？

A：点検による各箇所の異常の有無、どの資格を持った点検者が点検したか等を報告してもらう「屋外広告物等安全点検報告書」の提出に加え、資格証明書の写しや点検個所の写真も添付してもらうことで、内容を確認することとなります。

ただし、許可を受けずに表示することができる屋外広告物については、申請が不要ですので、屋外広告物等安全点検報告書の提出義務はありませんが、各自の責任により点検してもらうことになります。

Q：点検の結果、異状が見つかり修繕が必要な広告物はどうすれば良いですか？

A：修繕が必要な広告物を撤去するか、もしくは修繕して許可期間満了日の10日前までに更新許可申請を行ってください。

Q：異状が見つかり修繕が必要な広告物について、すぐに修繕ができない場合はどうなりますか？

A：修繕が必要な箇所をそのまま放置しておく、さらに劣化が進行し、倒壊・落下などの重大な事故につながったり、第三者に被害を及ぼしたりする可能性があるため、修繕が直ちにできない場合は、応急措置や人が近寄れないようにするなど被害が出ないように措置を行ってください。  
できる限り早めの修繕をお願いします。

**記入する際の注意事項**

※特に注意が必要な項目を□で囲っています。

様式第1号（第3条、第7条、第8条関係）

**屋外広告物等許可申請書**

新規 更新 変更

令和 年 月 日

地域区分は、「弘前市屋外広告物条例のてびき」から参照できますが、不明の場合はお問い合わせください。

郵便番号 \_\_\_\_\_  
 申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

弘前市屋外広告物条例第12条第3項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

広告物等の表示 又は設置の場所	弘前市大字						
地域区分	<input type="checkbox"/> 許可地域 <input type="checkbox"/> 禁止地域 <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区 <input type="checkbox"/> 眺望景観保全地区 <input type="checkbox"/> 地区計画						
広告物等の種類	縦(m)	横(m)	面数	面積(m <sup>2</sup> )	高さ(m)	数量	照明 有・無
注 「高さ」欄には、地上から広告物上端までの高さを記入してください。							
管 理 者	郵便番号 _____						
管 理 者	( _____ ) _____ 広告業登録番号 青森県知事 _____						
管 理 者	月 日	事前協議	済 (令和 年 月 日 第 号) ・ 不要				
新 規	変 更 の 場 合	現在の許可	令和 年 月 日 弘前市指令 (都政) 第 号				
		主な変更内容					
変 更	工事施工者 (管理者と同じ場合は記入不要) 郵便番号 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 ( _____ ) _____ 青森県屋外広告業登録番号 青森県知事 _____			添付書類 <input type="checkbox"/> 案内図			
	屋外広告物等安全点検報告書の添付が必要となる広告物がある場合に記入してください。 <input type="checkbox"/> 他法令による許可等があった場合は、その書面の写し						
更 新	前 回 許 可	令和 年 月 日	弘前市指令 (都政) 第 号				
	① 条例第23条の2に該当するもの			添付書類 <input type="checkbox"/> 屋外広告物等安全点検報告書 (様式第1号の2)			
	② 条例第23条の2ただし書に該当するもので、 はり紙、はり札等、立看板等、幕、広告旗及びアドバルーン			安全点検内容		不良箇所	
				a 取付(支持)部分の変形・腐食	有・無		
				b 主要部材の変形・腐食	有・無		
				c ボルト、ビス等のさび・欠損の状況	有・無		
			d 表示面の汚染・腐食・剥離・破損	有・無			
			e 点検日	令和 年 月 日			
			f 補修状況				
			添付書類 <input type="checkbox"/> 現況のカラー写真 (申請日より1か月以内のもの)				
申請に関する連絡先		<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )			担当者: _____		

更新申請の場合は、地域区分に関係なく第12条第3項となります。

記入欄が不足する場合は、「別紙参照」と記入し、別紙 (様式自由) に各項目を記載してください。

高さは、地上から広告物の上端までの高さを記入してください。

屋外広告物等安全点検報告書の添付が必要となる広告物がある場合に記入してください。

屋外広告物等安全点検報告書の添付がいない広告物の場合に記入してください。

不明な点があった場合は確認させていただきますので、ご担当されている方のお名前、ご連絡先をご記入ください。

受付	許可	課長
令和 年 月 日	令和 年 月 日	
第 号	弘前市指令 (都) 第 号	上記について別紙のとおり許可してよろしいか伺います。

(担当及び提出先：都市整備部都市計画課)

記入する際の注意事項

※特に注意が必要な項目を□で囲っています。

様式第1号の2 (第7条、第15条の2関係)

屋外広告物等安全点検報告書

弘前市長 様

令和 年 月 日

広告物の種類や数にかかわらず1枚とします。

(広告物の表示者等)

住所 \_\_\_\_\_

点検した広告物を選択してください。

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

弘前市屋外広告物条例第2条の規定による点検を行いましたので、下記のとおり報告します。

1 既許可年月日 令和 年 月 日 指令第 号

2 点検日 令和 年 月 日

3 点検した広告物 屋上広告 壁面広告 広告塔 広告板 その他 ( )

4 点検結果

点検箇所	点検内容	異常箇所	補修の内容
		有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
		有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	広告塔：基礎にクラックがあるが、安全上の支障がないため経過観察とする。
	3 鉄骨のさび、塗装の老朽化	有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
支持部	1 鉄骨接続部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
	2 鉄骨接続部(ボルト・ナット・ビス)の緩み、欠落	有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	屋上広告：さびによる劣化がみられるが、安全上の支障がないため経過観察とする。
		有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
		有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	壁面広告：溶接部の劣化が著しく危険が認められたため修繕を行った。
		有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
		有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
		有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	広告板：底部に腐食による劣化がみられ、次回の更新までには改善が必要である。(修繕予定日〇年〇月)
		有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	広告塔：不点の照明器具を交換した。
		有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
		有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
		有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
		有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
		有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	

安全上支障のない軽度の異常がみられる場合は、その旨を明記し、経過観察等の対応を明記してください。

危険が認められた箇所を修繕した場合は、その旨を明記してください。

当面、安全上支障はないが、次回の更新までに改善が必要な場合は、その旨を明記し、修繕予定日を記入してください。

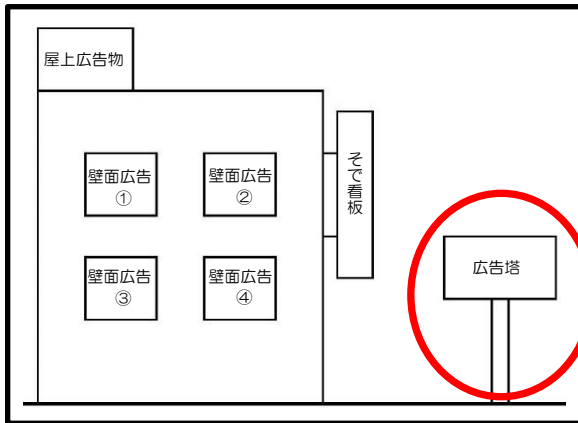
安全上の支障の有無を判断し、異常がある場合はできるだけ詳細に記入してください。なお、点検結果の状態を下記の4段階で判断してください。レベルA：点検結果が良好な状態を示す。レベルB：劣化が認められ経過観察を要する状態を示す。レベルC：劣化が進行しており改善が必要な状態を示す。(要修繕)、修繕年月日を明記すること。レベルD：劣化のため危険が認められ、修理又は撤去が必要な状態を示す。(即時修繕) ※レベルD判定の場合で、対策を講じていないものについては許可更新ができません。

資格を証明する書類の写しを添付してください。

備考

- 1 点検をした箇所のカラー写真(申請前1か月以内に撮影したもの)を添付してください。(※撮影年月日を記入)
- 2 資格は、弘前市屋外広告物条例施行規則第15条の2に記載している資格者としてします。
- 3 資格欄は、該当する□にレ点を付してください。また、資格を証明する書類の写しを添付してください。

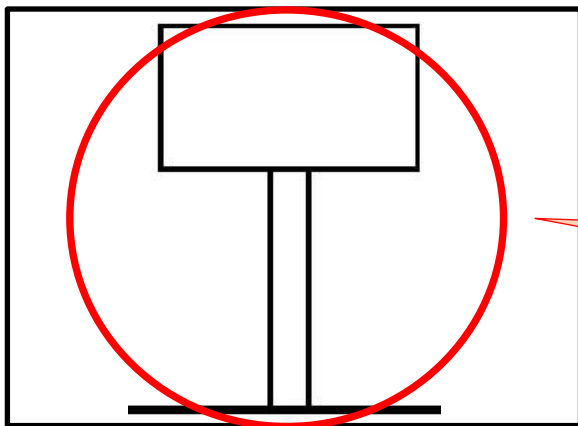
# 点検した箇所のカラー写真（作成例）



全景写真  
広告塔

コメント欄に写真の内容を記載してください。

点検した広告物の全景写真を撮影してください。



近景写真  
広告塔

点検した広告物の近景写真を撮影してください。

点検した広告物や、点検状況がわかる写真を添付してください。

コメント欄には、点検した広告物、写真の内容や点検結果を記載してください。

カラー写真は、点検対象である広告物毎に作成してください。

## ～屋外広告物に関連する資料～

屋外広告物について、安全対策、普及啓発、果たす役割などの関連する資料を下記のとおり、とりまとめしましたのでご活用ください。

弘前市屋外広告物のホームページに各資料のリンクを掲載しております。

(<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keikaku/keikan/2015-0113-1606-46.html>)

### ■国土交通省

#### ○「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」

⇒屋外広告物の点検の実効性を高めるため、許可更新の際の安全点検報告書における点検箇所や点検項目等についてとりまとめたものです。

#### ○「オーナーのための看板の安全管理ガイドブック」

⇒屋外広告物の所有者向けに、日常管理の留意事項や日常点検チェックポイント等についてとりまとめたものです。

#### ○「まちとつながるサイン」、「まちとつながるサイン 事例編」

⇒看板の所有者を対象に点検の重要性、屋外広告物が景観や街の活性化に果たす役割の重要性についてとりまとめたものです。

### ■日本屋外広告業団体連合会

#### ○「屋外広告物点検基準（案）」

⇒屋外広告物の点検方法について標準的な基準として策定したものです。

#### ○安全点検報告書（看板カルテ）様式案

⇒点検の結果を記録し、履歴として残すことで屋外広告物の所有者と点検者との情報共有を図り、改修などの判断材料として作成したものです。

#### ○屋外広告物の点検・保守に関する標準契約書（案）」

⇒点検を確実に推進するためには、契約に基づいた業務として実施することが必須であるとの観点から策定したものです。

### ■弘前市都市整備部都市計画課

#### ○弘前市屋外広告物条例のてびき

⇒弘前市の景観づくりの基本計画である「弘前市景観計画」に基づき、弘前市屋外広告物条例に定める事項をわかりやすく作成したものです。